

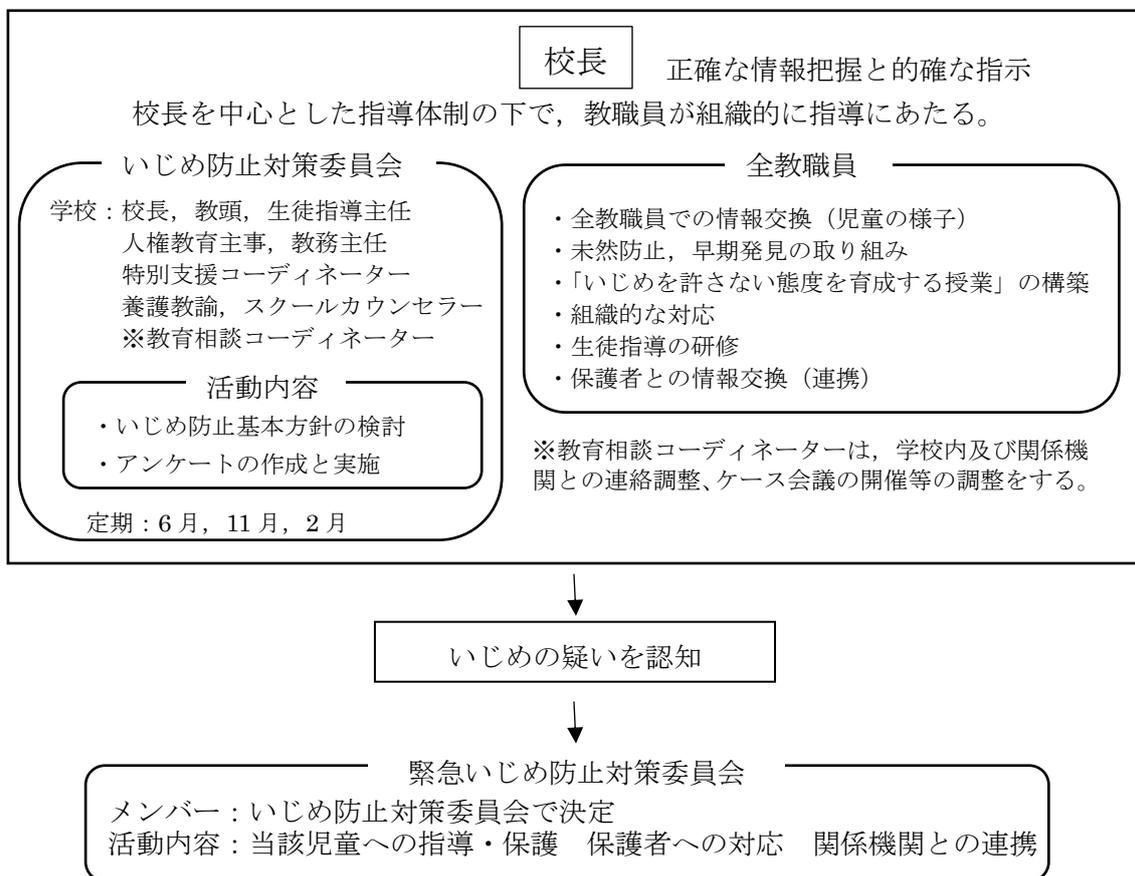
# 学校いじめ防止基本方針

阿南市立中野島小学校

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- ① 教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ② いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、児童一人一人の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- ③ ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ④ 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- ⑤ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

## 2 いじめ防止等の対策のための組織



### 3 いじめの未然防止のための取り組み

いじめ未然防止のため、次のことについて取り組む。

① 「いじめを許さない態度を育成するための授業」の構築

いじめに気付くことができる鋭い人権感覚を身につけさせるとともに、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを認識させる授業を行う。

② 子どもの居場所が認められる学級づくり

自分がしたことが感謝される、自分が誰かの役に立つという経験を通じて自己有用感を高められようとし、一人一人の児童が認められていると感ずることができる学級経営をする。

③ 教職員の「いじめ防止」に対する意欲を高める

いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員全員による共通理解を図る。また、教職員の言動がいじめを助長する可能性があることを認識し、指導のあり方には細心の注意を払う。

④ 異学年集団活動を通じた活動の充実

高学年をリーダーとし、集団の中で協力し合う活動や困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを設けることで様々な価値観に触れ、互いを認め合って好ましい人間関係を築く。

⑤ 保護者・地域への啓発

入学式やPTA総会、個人懇談等の機会を利用して、全ての保護者に対して、いじめを許さない学校の姿勢や、いじめに対する取組、いじめられている児童を全力で守り抜くことを明らかにし、安心していじめ等の相談ができるように働きかける。学校便りやホームページ等を活用して、いじめ防止に向けての地域の協力をお願いする。

### 4 早期発見・早期対応のための取り組み

いじめは、早期に発見し、対応することが重要である。全教職員が次の事に取り組む。

① 児童との信頼関係の構築に努め、「子どもとの面談」「日記や連絡帳」を通して、児童の悩みや対人関係での状況を細かく把握するとともに、いじめを訴えやすい雰囲気を作る。

② 「いじめ防止アンケート」を年3回（6・11・2月）に全校児童を対象に実施し、いじめの早期発見に努める。

③ 職員会議等を通じて、いじめにつながる言動について、情報交換し、全教職員で共通理解を図る。

④ 必要に応じて保護者と情報を共有する。

## 5 いじめへの対処

いじめを把握した場合、校長を中心に全教職員で連携をし、いじめを受けている児童を守り抜き、いじめが完全に解消するまで徹底した指導を行う。

- ① いじめの訴えや情報および兆候があったときは、教職員は一人で抱え込まず、学校いじめ対策組織と直ちに情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- ② いじめを受けた児童や保護者に対し、徹底的に守り通す事や秘密を守ること等を伝え、右案を除去するとともに、事態の状況に応じて複数の教職員の協力の下、見守りを行う等いじめを受けた児童の安全を確保する。
- ③ 校長は、いじめの事実確認の結果を直ちに市教育委員会に報告し、教育委員会と連携して対処する。
- ④ 校長はいじめた側といじめられた側の保護者に説明し、いじめ解消への保護者の協力を得るようにする。
- ⑤ いじめを行った児童への指導に当たっては、いじめは人格、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも着目し、当該児童の安心・安全に配慮するとともに必要に応じて関係機関に連絡し、専門的見地からの分析・助言を踏まえ指導を行う。いじめの状況により、出席停止や警察との連携による措置も含め毅然とした対応をする。
- ⑥ 養護教諭、スクールカウンセラーを中心に、被害児童の心のケアに継続的に取り組む。
- ⑦ 謝罪をもって容易に解決とはしない。いじめが「解消している」状態とは次の二つの要件が満たされていることとする。
  - ア いじめに係る行為が止んでいること  
その期間は少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず学校いじめ対策組織の判断で、より長期の期間を設定する。
  - イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと  
いじめを受けた児童及びその保護者に対して面談等を実施し、心身の苦痛を感じていないかどうかを確認する。

## 6 年間計画（学校いじめ防止プログラム）

	学校いじめ対策組織・ 校内研修等	学校行事	1年	2年
4月	学校基本方針の説明 指導体制や指導計画 の公表・周知 校内研修 校内見回り	始業式・着任式 入学式 1年生を迎える会 PTA 総会 授業参観 家庭訪問	ちょうのともだち (道)	
5月	問題行動共通理解 校内見回り 校内研修（児童理解）	運動会	うんどうかい（特）	ドッジボール（特）
6月	アンケート調査・分析 柳島フィールドスタ ディー研修 校内見回り	授業参観	わたしらもよせて (生)	
7月	校内研修 校内見回り	個人懇談	としちゃんのがみ (道)	スイミー（国）
8月	前期取組点検・評価 改善			
9月			おおきなかぶ（国）	ひろみちゃんとゆみち ちゃん（道）
10月		終業式・始業式	ばんごはんのしたく (生)	およげないりすさん (道)
11月	アンケート調査・分析	授業参観 (人権学習)	こんにちは（特）	
12月		人権集会 個人懇談	じゃんけん（ひかり）	おかあさんのおなか (特)
1月				
2月	アンケート調査・分析	かがやききらめきフ ェスティバル	「ぼくのなまえは…」 (道)	からすのおうさま (道)
3月		6年生を送る会 卒業式 修了式・離任式	わたしのちいさいとき のこと（生）	

	3年	4年	5年	6年
4月	楽しいな学校 (特)	教室はまちがうところだ (道)	みんなの学級 (道)	「権利」ってなんだろう? (特)
5月	はじめて小鳥が飛んだとき (国)	いっぺんどなったろか (特)	なかまだったのか (道)	自分の問題として (特)
6月	泳げた 25 メートル (道)	わたしのなやみ (道) ぼくだけのルールはいらない (総)	ちょっと防災ヒント集 (総)	かおりの決心 (特)
7月			ちがうことばんざい (道) 不合理なしきたり (総)	
8月				
9月	いじわる (道)		ぼくの心のそこ (道)	
10月	ともだち (道)	いのち (道) 伝えよう私たちの心 (国)	ママはずっといっしょだからね (道)	
11月	病気じゃないんだけどなあ (特)	木村和蔵先生 (社)	守ろうインターネットモラル (道)	
12月	赤ちゃんの時のこと (特)	なんであかんの (特)		
1月	女だから?男だから? (特)	何が悪い (特)		
2月	なかまはずし (道)	だからわるい (道)		人権が大切にされる町づくりをめざして (総)
3月	モチモチの木 (国)	差別のない町づくり (道)	人権が大切にされるまちづくりをめざして (道)	学習会からすぎな子供会へ (総)

# 重大事態への対応マニュアル（阿南市立中野島小学校）

## ★いじめ事案発生★

### （1）組織員の構成

#### ①既存の学校いじめ対策組織

調査組織の構成：（校長 教頭 生徒指導主任 人権指導主事 養護教諭 特別支援コーディネーター 教員相談コーディネーター 担任）

#### ②外部人材を加えた組織

調査組織の構成：（スクールカウンセラー 学校評議委員 青少年補導センター職員 学校医）

### （2）マスコミへの対応

窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応（対応者：教頭）

#### I 重大事態の発生

#### II 市教育委員会に報告する

#### III 重大事態の調査組織を設置する

- ・公平性、中立性が確保された組織が、客観的な事実確認を行う。
- ・被害児童生徒・保護者に調査等の事前説明を行う。

#### ②または③のどちらが調査の主体になるかを決定する。

#### ③調査を行うための第三者組織（スクールカウンセラー 警察経験者 弁護士 学識経験者）

#### IV 被害児童・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

- ・調査前に被害児童，保護者に①から⑥の説明をする。
- ・被害児童，保護者に寄り添った対応を第一とする。
- ・加害児童，保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。

#### ① 調査の目的

#### ② 調査主体

#### ③ 調査時期・期間

#### ④ 調査項目

#### ⑤ 調査方法

#### ⑥ 調査結果の提供

#### V 調査組織で、事実関係を明確にする調査を実施する

- ・いじめの事実関係を明確にする。（因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査）
- ・学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。（文科省「背景調査の指針（改訂版）」を参照）

#### ① 文書情報の整理

#### ② アンケート調査の実施（詳細調査の実施 P17）

#### ③ 聞き取り調査の実施（詳細調査の実施 P18）→ 時系列にまとめて分析する

#### ④ 情報の整理（詳細調査の実施 P19）

#### VI 調査結果を市教育委員会に報告する

#### VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる

- ・被害児童に対して、事情や心情を聴取し、状況に応じて継続的にケアを行う。
- ・被害児童が不登校になっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援活動を行う。
- ・再発防止策を検討する。（詳細調査の実施 P20）
- ・報告書のとりまとめをする。（詳細調査の実施 P20）

